

1 鯉淵学園農業栄養専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この学校は、農業及び食生活の改善・発展に寄与する人材を養成するために、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2の規定により、農業・栄養専修学校の教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この学校は、鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「学園」という。）という。

(位置)

第3条 学園は、茨城県水戸市鯉淵町5965に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 学園の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程	科 の 組 織	修業年限	入 学 定 員	総 数 (クラス数)
専 門 課 程	● アグリビジネス科 ・園芸・組合コース	2か年	100名	200名 (4クラス)
	・畜産コース		40名	(2クラス)
	・国際農業コース		20名	(4クラス)
	● 食品栄養科		40名	80名 (2クラス)

※ 総数及びクラス数は、第1学年、第2学年の合計したものである。

(学年、学期)

第5条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 各学年を分けて次の2期とする。

前 期 （自4月1日 至9月30日）

後 期 （自10月1日 至3月31日）

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。但し、教育の都合により変更することがある。

土曜日、日曜日、祝日、学園創立記念日（11月23日）

前記のほか各期それぞれ40日以内休業とする。

1 鯉淵学園農業栄養専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この学校は、農業及び食生活の改善・発展に寄与する人材を養成するために、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2の規定により、農業・栄養専修学校の教育を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この学校は、鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「学園」という。）という。

(位 置)

第3条 学園は、茨城県水戸市鯉淵町5965に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 学園の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程	科 の 組 織	修業年限	入 学 定 員	総 数 (クラス数)
専 門 課 程	● アグリビジネス科	2か年	100名	200名
	・園芸・組合コース		40名	(4クラス)
	・畜産コース		20名	(2クラス)
	・国際農業コース		40名	(4クラス)
	● 食品栄養科	2か年	40名	80名 (2クラス)

※ 総数及びクラス数は、第1学年、第2学年の合計したものである。

(学年、学期)

第5条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 各学年を分けて次の2期とする。

前 期 (自4月1日 至9月30日)

後 期 (自10月1日 至3月31日)

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。但し、教育の都合により変更することがある。

土曜日、日曜日、祝日、学園創立記念日（11月23日）

前記のほか各期それぞれ40日以内休業とする。

1 鯉淵学園農業栄養専門学校学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この学校は、農業及び食生活の改善・発展に寄与する人材を養成するために、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2の規定により、農業・栄養専修学校の教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この学校は、鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「学園」という。）という。

(位置)

第3条 学園は、茨城県水戸市鯉淵町5965に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 学園の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程	科 の 組 織	修業年限	入 学 定 員	総 数 (クラス数)
専 門 課 程	● アグリビジネス科 ・園芸・組合コース ・畜産コース ・国際農業コース	2か年	100名 40名 20名 40名	200名 (4クラス) (2クラス) (4クラス)
	● 食品栄養科	2か年	40名	80名 (2クラス)

※ 総数及びクラス数は、第1学年、第2学年の合計したものである。

(学年、学期)

第5条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 各学年を分けて次の2期とする。

前 期 (自4月1日 至9月30日)

後 期 (自10月1日 至3月31日)

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。但し、教育の都合により変更することがある。

土曜日、日曜日、祝日、学園創立記念日（11月23日）

前記のほか各期それぞれ40日以内休業とする。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程、授業時数)

第8条 教育課程は、一般教育及び専門教育とする。これらの授業科目及び授業時数は別表1のとおりとする。なお栄養士免許の申請資格を取得しようとする者は、栄養士法施行規則第9条第1号別表第2に掲げる単位数を修得しなければならない。

第4章 学習の評価及び課程修了の認定

(課程修了)

第9条 教育課程の修了の認定は、学習結果を考查してこれを行う。なお、成績考查規程は別にこれを定める。

第5章 教職員

(教職員)

第10条 学園に、学園長、副学園長のほかに次の教職員を置く。

教 授

准 教 授

講 師

助 手

事務職員

技術職員

第11条 教職員の職務は職制その他の諸規程で定めるところによる。

第6章 入学、編入学

(入学、編入学)

第12条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第13条 学園に入学資格を有する者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 農業及び農村生活の進歩改善に寄与しようとする者
- (2) 高等学校を卒業した者または学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第77条の5に規定する者
- (3) 編入学については別にこれを定める。
- (4) 留学生については別にこれを定める。

第14条 入学志願者は、選考のうえ、入学を許可する。

入学選考の方法は別にこれを定める。

第15条 入学の許可を得た者は、正副保証人と連署で学園長宛誓約書を提出しなければならない。

保証人は、本人の保護者及び学園長が適當と認めた者とする。なお留学生については別にこれを定める。

第 7 章 学科・コース・専攻間の移籍

(移 簿)

第16条 アグリビジネス科の園芸・組合コース、畜産コースの学生で、1年次前期をもって、当該コース間の移籍を希望する者があるときは、選考のうえ学園長の許可を得て移籍することができる。

第 8 章 休学、復学、退学、除籍

(休 学)

第17条 疾病その他の理由により引き続き2ヵ月以上修学できない者は、休学を許可し、または休学を命ずることがある。

第18条 休学は引き続き1ヵ年を超えることができない。但し、特別の理由により更に期間の延長を必要とする者については、教授会の議を経たうえ、これを許可することがある。

(復 学)

第19条 休学期間満了の場合、または期間内であっても休学の理由が消滅し復学しようとするときは、これを届け出なければならない。

(退 学)

第20条 退学しようとする者は、その事由を記し、学園長の許可を受けなければならない。

第21条 次の各号の1に該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
- (4) 学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) その他学業の継続不可と認められる者

(除 簿)

第22条 次の各号の1に該当する場合には除籍する。

- (1) 休学期間満了後正当な理由がなく休学期間の延長、または復学の手続きを一定の期間内にしない者
- (2) 授業料その他所定の納付金を滞納し、催告をしても納めない者

第 9 章 卒業及び専門士、栄養士

(卒業認定)

第23条 所定の課程を修了したと認められる者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第24条 前条の規定により、専門課程アグリビジネス科及び食品栄養科を修了した者には、専門士（専門課程）の称号を授与する。

(資格の授与)

第25条 第23条の規定により、専門課程食品栄養科を修了した者には、栄養士免許の申請資格が授与される。

第10章 入学金及び授業料等

(納付金)

第26条 この学園の選考料、入学金及び授業料等納付金は、別表2のとおりとする。

納付金は、学科毎に2期に分けて各期始めに納付するものとする。但し、授業料の減免を認め
る制度を設けることがある。

(教材費)

第27条 教材費その他必要な費用は教育充実費として徴収する。

(納付金の返還)

第28条 既納の授業料その他の納付金は、原則として返還しない。

第11章 奨学金

(奨学金)

第29条 学生で学費支弁の困難な者は、鯉淵学園育英資金その他学校で取り扱う各種奨学金を受ける
ことができる。

第12章 賞罰

(褒賞)

第30条 学園長は他の学生の模範となる者を褒賞することができる。

(懲戒)

第31条 学園長は、学生が諸規程に違背し又は学生の本分に反する行為をしたときには、これらの学
生を懲戒することができる。

第13章 学生寮

(学生寮)

第32条 この学園に男子寮及び女子寮を置く。学生寮の管理規程は別にこれを定める。

第14章 学生自治会

(学生自治会)

第33条 学園に学生自治会を置く。

学生は全員学生自治会員としてこれに参加しなければならない。

第15章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第34条 附帯教育事業として研究科ならびに研修コースを置くことができる。

2 研究科ならびに研修コースに関する規程は別に定める。

第16章 自己評価等

(自己点検・評価)

第35条 本校はその教育の一層の充実を図り、第1条の教育理念・目的及び社会的使命を達成するために、その活動その他の運営状況について自ら点検し、評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に反映させるとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施ならびに結果の公表について必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

第36条 本校は授業内容及び方法の改善を図るために教育課程編成委員会を設ける。

2 前項の委員会については別に定める。

第17章 学則の改正

(学則の改正)

第37条 この学則の改正は教授会の議を経たうえ、(公財)農民教育協会の理事会の承認を得ることを要する。

第18章 雜則

(施行規則)

第38条 この学則施行に必要な細則は別にこれを定める。

附則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。但し、(課程、学科、修業年限及び定員) 第4

条の実施は平成 24 年度からとし、(称号の授与) 第 24 条の実施は平成 22 年度からとする。

附 則

1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。但し、(課程、学科、修業年限及び定員) 第 4 条の実施は、平成 26 年度からとする。

附 則

1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和 2 年 2 月 14 日から実施し、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

アグリビジネス科 國際農業コース

分類	時間単位	科目名	1年		2年		備考	
			前期	後期	前期	後期		
基礎分野	人文科学	30 2 日本語 1	30				選択 日本語、英語どちらか	
		30 2 日本語 2		30				
		30 2 外国語 1	30				選択 日本語、英語どちらか	
		30 2 外国語 2		30				
		30 2 養鷄技術用語	30					
		30 2 日本文化			30			
	自然科学	30 2 生物	30					
		30 2 化学	30					
	保健体育	30 2 保健体育	30					
	社会科学	30 2 社会活動 1	15	15			自由選択	
		30 2 社会活動 2			15	15	自由選択	
分類合計		330 22			195 75 45 15			
					270	60		
分類合計(最小)		210 14			150 30 30 0			
					180	30		
分類合計(最大)		270 18			165 45 45 15			
					210	60		
専門分野	社会科学	30 2 農業経営	30					
		30 2 フードシステム			30			
		30 2 農産物の安全性				30		
		30 2 国際農業				30		
		30 2 国際農業技術論			30			
	農業機械	30 2 農業機械	30					
		45 1 農業機械実習			24	21		
	加工	45 1 農畜産物加工実習1			45			
		45 1 農畜産物加工実習2				45		
	栽培	30 2 飼料作物				30		
	畜産	30 2 畜産	30					
		30 2 家畜衛生 1		30				
		30 2 家畜衛生 2			30			
		30 2 家畜飼養		30				
		30 2 繁殖生理		30				
		30 2 解剖生理		30				
		30 2 家畜栄養			30			
		30 2 家畜発生			30			
		30 2 鶏卵肉流通				30		
		30 2 家畜育種			30			
		30 2 家畜施設利用				30		
		45 1 家畜実験			45			

分類	時間	単位	科目名	1年		2年		備考
				前期	後期	前期	後期	
専門分野 実習	180	4	農業生産・機械実習1	90	90			
	180	4	農業生産・機械実習2			90	90	
	180	4	集中実習	90	90			
	180	4	OJT実習			90	90	
	90	2	特別実習	45	45			
分類合計	1,530	58		315	345	474	396	
					660		870	
合計(最小)	1,740	72		465	375	504	396	
					840		900	
合計(最大)	1,800	76		480	390	519	411	
					870		930	